

報告第 2 2 号

地方自治法第 1 8 0 条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 1 1 月 2 4 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

1 市長の専決事項の指定について第 2 項による専決処分

番号	発生局名	専決処分年月日	事件の概要
1	環境局	2. 6. 11	令和元年10月22日、高津区***** *****で、本市中型ごみ収集車が、敷地内から道路に出ようとした際、被害者所有の植込みの外壁に接触し、破損させたもの
2	環境局	2. 8. 2	令和元年12月6日、中原区***** *****で、本市中型ごみ収集車がごみを収集した際、当該中型ごみ収集車から油が漏れ、被害者所有のタイル舗装等を汚損させたもの
3	環境局	2. 8. 5	令和 2 年 1 月 4 日、幸区***** *****で、本市中型ごみ収集車が、集積所に着けるため後退しようとして右に寄った際、後方から走行してきた被害者所有の自動二輪車に接触し、被害者を負傷させ、及び当該自動二輪車を破損させたもの
4	環境局	2. 8. 6	令和 2 年 6 月 16 日、麻生区***** *****で、本市小型ごみ収集車が、集積所に着けようとして後退した際、被害者所有の植込みの外壁に接触し、破損させたもの
5	環境局	2. 9. 8	令和 2 年 6 月 12 日、中原区***** *****で、本市小型ごみ収集車が、対向車を避けようとして左に寄った際、被害者所有の道路標識柱に接触し、破損させたもの

6	環境局	2. 9. 18	令和2年4月25日、多摩区***** *****で、本市小型ごみ収集車が、右折した際、右側から走行してきた被害者所有の軽乗用車に接触し、破損させたもの
7	環境局	2. 10. 2	令和2年5月20日、幸区***** *****で、本市大型コンテナ車が作業を終え、発進した際、被害者所有のシャッターに接触し、破損させたもの
8	環境局	2. 10. 5	令和2年8月22日、川崎区***** *****で、本市小型ごみ収集車が、信号待ちのため一時停止していた被害者所有の普通乗用車に追突し、破損させたもの
9	環境局	2. 10. 8	令和2年6月10日、多摩区***** *****で、本市小型ごみ収集車が、停車中の車両の左側を通り抜けようとした際、被害者所有の集積所の外壁に接触し、破損させたもの
10	環境局	2. 10. 12	令和2年9月8日、中原区***** *****で、本市職員が、作業を終え、本市小型ごみ収集車に乗車しようとドアを開けた際、当該ドアが、右後方から走行してきた被害者所有の普通乗用車に接触し、破損させたもの
11	環境局	2. 10. 15	令和2年9月7日、被害者宅先路上で、本市小型ごみ収集車が、集積所に着けようと右に寄った際、被害者所有の植込みの外壁に接触し、破損させたもの
12	建設緑政局	2. 10. 21	令和2年5月28日、麻生区***** *****で、本市道路パトロール車が走行中、反対車線からはみ出してきた被害者所有の普通乗用車に接触し、破損させたもの
13	建設緑政局	2. 8. 26	令和元年5月6日、多摩区***** *****で、被害者運転の自転車が走行中、舗装の破損箇所に落輪して柱に接触し、被害者が負傷したもの
14	建設緑政局	2. 9. 9	平成30年12月26日、宮前区***** *****で、被害者が歩行中、街路樹の根により生じた路面の段差につまずいて転倒し、負傷したもの
15	建設緑政局	2. 9. 15	平成31年4月12日、中原区***** *****で、被害者使用の普通トラックが走行中、車道にはみ出していた街路樹の枝に接触し、当該普通トラックが破損したもの

16	建設緑政局	2. 9. 23	令和元年8月29日、被害者宅先路上で、被害者運転の自転車が走行中、路面とグレーチングの間に生じていた隙間に落輪して転倒し、被害者が負傷し、及び被害者所有の鞆が破損したもの
17	建設緑政局	2. 9. 23	令和2年3月5日、多摩区***** *****で、隣接する建設緑政局管理地に放置されていたトタン板が、強風により飛ばされ、被害者使用の小型乗用車に当たり、破損させたもの
18	建設緑政局	2. 9. 25	令和2年1月29日、川崎区***** *****で、被害者使用の普通乗用車が走行中、舗装の破損箇所に落輪し、当該普通乗用車が破損したもの
19	建設緑政局	2. 10. 15	令和2年6月1日、高津区***** *****で、被害者所有の普通乗用車が、駐車しようとして後退した際、当該駐車場に放置されていた本市所有の境界標が、当該普通乗用車の後輪に刺さり、破損させたもの
20	港湾局	2. 10. 8	平成30年12月27日、川崎区***** *港湾局管理地で、被害者所有の大型トラックが当該管理地に設置された鉄板の上を走行したところ、当該鉄板が跳ね上がり、当該大型トラックを破損させたもの
21	港湾局	2. 10. 8	平成30年12月27日、川崎区***** *港湾局管理地で、***** *所有の大型トラックが当該管理地に設置された鉄板の上を走行したところ、当該鉄板が跳ね上がり、当該大型トラックを破損させた事件について、保険法第25条第1項の規定に基づき損害賠償請求権が行使されたもの
22	高津区役所	2. 10. 7	令和2年9月4日、被害者宅に隣接する高津区役所管理地で、本市職員が草刈り作業中、草刈機の刃が、被害者所有のガス管に接触し、破損させたもの
23	麻生区役所	2. 10. 19	令和2年9月11日、麻生区***** *****で、本市職員運転の自転車が、転回しようとした際、右後方から走行してきた被害者所有の自転車と接触し、破損させたもの
24	教育委員会	2. 8. 21	平成31年3月18日、市立学校の教室で、清掃作業中、被害者が、床に塗布されたワックスの剥離剤に触れ、負傷したもの

2 市長の専決事項の指定について第4項による専決処分

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
169	1.12.12	東住吉小 学校校舎 増築その 他工事	川崎市中原区今井仲町2 番2号 株式会社 興建 代表取締役 小林 政男	契約金額 748,000,000円	契約金額 714,950,500円	2.10.13	地中障害 の撤去、処 分の増工及 び外壁面建 具の一部変 更並びに既 存校舎の職 員室等改修 工事減工の ため、減額 の変更を行 うものでは ある。

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
92	2. 6. 18	川崎港臨 港道路東 扇島水江 町線アブ ローチ部 橋梁（そ のⅡ工区） ほか工事	横浜市鶴見区末広町2丁 目1番地 JFEエンジニアリング 株式会社 代表取締役社長 大下 元	契約金額 1,320,000,000 円	契約金額 1,327,053,200 円	2. 9. 30	公共工事 設計労務単 価の改定 （令和2年 3月）に伴 う特例措置 を実施した ことにより、 増額の変更 を行うもの である。

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
91	1.6.27	東扇島堀 込部護岸 築造その 1工事	<p>横浜市中区太田町1丁目 15番地 関内東亜ビル 東亜・あおみ・大本・株 木共同企業体</p> <p>代表者 東亜建設工業株式会社 代表取締役社長 秋山 優樹</p> <p>構成員 あおみ建設株式会社 代表取締役社長 河邊 知之</p> <p>構成員 株式会社 大本組 代表取締役社長 大本 万平</p> <p>構成員 株木建設株式会社 代表取締役社長 株木 雅浩</p>	<p>完成期限 令和2年 11月30日</p>	<p>完成期限 令和3年 3月31日</p>	2.9.25	裏込工に 使用する石 材の供給が ひっ迫して おり、完成 期限内に所 定数量の確 保が困難と なったため、 完成期限の 変更を行う ものである。

3 市長の専決事項の指定について第5項による専決処分

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

専決処分年月日 令和2年10月30日

公布年月日 令和2年10月30日

川崎市条例第52号

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

(川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌を定める条例の一部改正)

第1条 川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌を定める条例（昭和46年川崎市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条の表宮前区の項中「野川、野川本町1丁目」を「野川本町1丁目」に改め、「西野川3丁目」の次に「、野川台1丁目、野川台2丁目、野川台3丁目、南野川1丁目、南野川2丁目、南野川3丁目」を加える。

(川崎市老人いこいの家条例の一部改正)

第2条 川崎市老人いこいの家条例（昭和47年川崎市条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表川崎市野川老人いこいの家の項中「川崎市宮前区野川3，182番地1」を「川崎市宮前区野川台1丁目25番23号」に改める。

(川崎市子ども文化センター条例の一部改正)

第3条 川崎市子ども文化センター条例（昭和35年川崎市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表川崎市野川子ども文化センターの項中「川崎市宮前区野川3，182番地1」を「川崎市宮前区野川台1丁目25番23号」に改める。

(川崎市立学校の設置に関する条例の一部改正)

第4条 川崎市立学校の設置に関する条例（昭和39年川崎市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1 川崎市立西野川小学校の項中「川崎市宮前区野川3, 142番地2」を「川崎市宮前区野川台3丁目10番1号」に改め、同表川崎市立南野川小学校の項中「川崎市宮前区野川2, 604番地」を「川崎市宮前区南野川2丁目12番1号」に改める。

附 則

この条例は、令和2年11月9日から施行する。

4 市長の専決事項の指定について第6項による専決処分

訴えの提起

番号	専決処分 年月日	被告	請求の要旨
1	2. 9. 25	** **	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料353,864円、延滞金及び令和元年12月4日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月38,900円の支払を求めるもの
2	2.10. 2	** **	市営住宅を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し及び明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月120,100円の支払を求めるもの

